

PL Report <2012 No.1>

国内の PL 関連情報

刈り払い機の事故防止について

(2012 年 2 月 24 日 日本農業新聞)

都市と農村をつなぐボランティア活動を進めるとちぎ夢大地応援団（事務局＝栃木県、県農業振興事務所）は、2月19日、宇都宮市で「応援団活動における事故防止のための実務研修会」を開いた。刈り払い機による事故が増えているため、刈り払い機の安全な扱いとけがの応急処置について、林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理指導員が事例を挙げながら事故防止の講演をした。

「斜面の複数作業は上部の作業者の真下に位置しない」「周囲の作業者とは5メートル以上離れる」「足元より低い位置への作業はしない」を守れば、事故は大幅に減少すると指摘した。また作業に適した服装や、手袋、眼鏡の保護具を必ず着用するよう注意した。さらに刈り払いを業務とする作業者の必須資格の取得について、業務外で使用するボランティアなどにも求めた。

ここがポイント

エンジンなどで駆動する動力刈り払い機の使用人は、刈り払いを業務として行う場合は必ず安全衛生教育を受講し刈払機取扱作業員として作業を行うよう定められています。（平成12年労働省通達 基発第66号「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について」）農林水産省も「農作業安全のための指針」や「知っていますか？ 農業機械の安全装備」などの啓発資料を発行し、農業従事者に安全な作業を促しています。

また、製品に対しては、食料・農業・農村に関する研究開発を行う機関である、農研機構（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）生物系特定産業技術研究支援センターで、機械自体に安全基準（安全装備の確認項目・安全鑑定基準）を定め適合製品の公表を行っています。

一方、刈り払いを業務としない農業従事者やボランティアなどの人に対しては、厚生労働省の安全衛生教育の対象外として受講義務もなく、農林水産省発行の指針も農業従事者に限定したものとなっているため、法令や行政指導に基づく教育が行われていない状況です。加えて、刈り払い機はホームセンターなどで簡単に購入でき、一般消費者や非業務使用者は、店頭告知などによる情報入手のチャンスを逃すと、安全な使用方法についての情報は取扱説明書や他の使用者情報に頼らざるを得ません。

回転刃が高速で回転する刈り払い機は、作業時に細心の注意を払う必要があります。立ち作業で重労働なうえ、傾斜地で作業することが多く、転倒や、回転刃が硬い木に当たり押し戻され作業者に接触する事故（キックバック事故）により、負傷する事故が発生しています。さらには、作業中に刈り払い機に装着している飛散物防護カバーとシャフトの間に、刈った草木がからまり作業が中断するのを嫌い、防護カバーを取り外してしまった作業者が事故にあうケースもあります。

製品のリスクアセスメントを行う上では、想定される使用者を含めた製品の使用環境について十分に検討を行うことが大切です。刈り払い機の場合、安全教育受講者以外の使用者による事故も多いことを踏まえた上で、前述の安全装備の確認項目・安全鑑定基準に加え、自

社製品の特性も考慮し、まずは、製品本体において、①設計上の本質安全策、②安全防護策の順序で可能な限りリスク低減を図る必要があります。その上で、本製品の場合使用上のリスクの伝達が特に重要であることに鑑み、販売事業者と十分な情報共有を行った上、以下を含めた複数の対策を組み合わせ、実施していくことが事故防止に不可欠と考えられます。

- ・販売時の購入者へのより確実な情報提供（販売員の教育・店頭表示の工夫等）
- ・製品本体への適切な警告表示
- ・取扱説明書の工夫（注意・警告表示をより目立たせ、分かりやすさも向上させる等）
- ・自社又は業界として購入者・使用者への安全教育の拡充
- ・保護具とのセット販売の検討

■ 卓上コンロ 絶えぬ失火 7割が誤用・不注意

(2012年2月25日 大阪読売新聞)

カセットコンロ（卓上コンロ）が原因となる火災や火傷の事故が絶えない。総務省消防庁のまとめでは、2010年までの5年間に全国で896件の事故が発生、49人が死亡し417人が負傷している。また、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が行った2005年～2009年に起きた154件の事故の分析では、原因の7割が使用者の誤使用・不注意という。

業界団体によると、昨年は東日本大震災の被災地への救援物資としての需要増もあり、史上最多の1億6500万本のカセットボンベが出荷されており、同庁では「製品を適正に使用すれば防げた火災は多かったはず」と使用者に注意を呼びかけている。

ここがポイント

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の事故情報データベースで、“カセットコンロ”により事故情報を検索すると、現時点で18件の事故事例が公開されています。そのうち8件はカセットボンベが他の熱源（コンロ、温風ヒーター等）に加熱されて爆発、1件が指定以外の鉄板使用による放射熱でボンベが爆発、1件がボンベの処分のために抜いたガスが室内に充満して着火等、ほとんどの事故原因が誤使用とされています。

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会および各ガス機器製造事業者は、2007年の重大製品事故報告・公表制度の運用開始以降、複数回にわたりそれぞれのホームページにおいてカセットコンロの取り扱いに関する注意喚起を行い事故減少の努力を行っています。しかし、上記のように事故が減少する確かな傾向が見られない中、例えば、下記のような新たな観点での対応策についても、技術的な実現可能性や実際上のリスク低減効果の評価を十分に行った上で、採用を検討する余地があるものと思われます。

- ・過去の事故事例の蓄積から、事故原因となっている誤使用の多くは“予見可能な誤使用とも考えられることから、機器が誤使用されても事故に発展しないような本質的な安全設計や安全防護策（ガスコンロ/ガステーブルのような加熱防止/焦げつき消火機能等）を検討すること。
- ・ガスボンベが加熱されて内圧が上昇した際に、内圧を抜くための仕組み（リリーフバルブ等）を設置（ガスに引火する危険性は残るが、爆発を防ぐ）すること。
- ・地方自治体あるいは産業廃棄物処理業者等との協力により、使用しなくなったカセットボンベの取り扱い方法を統一し、ボンベ回収システムを構築（一部飲料のリターナブル瓶のようなリサイクルシステム）すること。

農林水産省は月内に、「食品産業の将来ビジョン」をまとめる。政府が昨年 10 月にまとめた「食と農林漁業の再生基本方針・行動計画」に沿って作成する。骨子には、市場規模や雇用創出などの数値目標の他に、食品の安全・消費者の信頼確保として、安全管理の国際基準（HACCP）の導入加速や、正確でわかりやすい情報提供の推進などが含まれている。

ここがポイント

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析、重要管理点)は、食中毒、異物混入など自社の食品により危害が生じる可能性のある要因（危害要因）や、その危害要因を可能な限り排除するために重要な管理工程（重要管理点）を特定した上で、重要管理点において基準値内で管理を行うことにより、食品の安全性を確保する食品衛生管理手法であり、ISO22000 や SQF2000 のような各種の食品安全マネジメントシステムを導入する場合の基盤ともなる管理手法です。国は、HACCP 手法の導入を推進するため、必要となる施設設備に対する長期低利融資等の措置を講ずる HACCP 法（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法）を、平成 10 年 5 月に 5 年間の時限法として発布しました。その後、平成 15 年、平成 20 年にそれぞれ適用期限をさらに 5 年間延長する等の改正法が公布し、食品企業における HACCP 手法の導入支援を継続しています。

平成 23 年 5 月に農林水産省が公表した「平成 22 年度 食品産業における HACCP 手法の導入状況実態調査」によれば、HACCP 手法を導入している企業は 15.6%にとどまっています（過去にも同調査が行われ、平成 12 年では 3.3%、平成 18 年では 10.6%）。平成 7 年 5 月に、わが国で初めて HACCP 手法の概念を取り入れ、一般的衛生管理と組み合わせた承認制度として、厚生労働省により総合衛生管理製造過程認証制度が創設、導入されてから 17 年が経過しようとしています。わが国において HACCP 手法は未だ十分に普及、定着しているとは言えない状況にあります。同アンケート調査によれば、食品企業が HACCP 手法の導入するにあたっての問題点として、資金面以外では、「指導できる人材がいない」、「従業員に対する研修を行う余裕が無い」、「HACCP の手順が複雑」との意見が多く寄せられています。

一方、直近の公表結果によれば、平成 22 年には保健所等に報告されただけで年間 1,254 件の食中毒事故が発生、患者数は 25,972 名に上り、年間 651 件の食品の自主回収が行われています。食品事故に関するリスク低減を図る上で、必要に応じ社外専門家なども活用しつつ、食品の安全性を高める HACCP システムを構築し、食品安全管理態勢を向上させることが求められています。

なお、HACCP システムは自主管理の手法であり、認証は必須ではありませんが、地方自治体が承認する HACCP（通称「ミニ HACCP」）では認証取得マークの製品への表示が認められている場合があります（東京都・北海道・他）。取引先や一般消費者に対して食品安全への取組みを示せるメリットもあり、食品リスクの低減に向けた取組みとして、HACCP 導入を積極的に検討すべきでしょう。

海外の PL 関連情報

CPSC が製品事故情報データベースに関するデータを発表

米国製品安全委員会（CPSC）は、2012 年 3 月 8 日、CPSC の Web サイト（SaferProducts.gov）において、昨年 3 月より公開している消費者用製品の事故情報データベース（以下「事故情報

データベース」) に関し、過去 1 年間の取扱データを発表した。これによると、事故情報データベースの公開初年度において、消費者から製品事故又はそのおそれがあるとして報告があった件数は 6,600 件に達した。

ここがポイント

今回の発表にあわせ、CPSC は、下表の通り事故報告の多い製品種別トップ 10 を発表しており、コンロやオーブン、食洗機、冷蔵庫、電子レンジ、コーヒーメーカー等の台所製品の比率が高くなっています。

また、同時に CPSC は、製品事故データベースの利便性を高めるため、ソフトウェア開発会社と協力し、携帯電話での閲覧用アプリケーションや事故情報データベースをインターネット上の製品レビューと関連付けて閲覧できる検索ツールの開発などに着手していることを明らかにしており、このような取組を通じ、事故情報データベースは、潜在危険のある製品に関する早期警戒システムとして、さらに利便性が高まり利用の拡大が進むものと考えられます。

一方、事故情報データベースについては、消費者等が直接事故報告を入力できる性格上、産業界から、情報の正確性や製品の評判に関する悪影響に対する懸念の声があがっており、現行の事故報告の手続きは情報の正確性の担保には不十分であるとの批判もなされています。2011 年第 6 号「CPSC の事故情報データベースへの登録に対して米国製造事業者が差止請求」で取り上げたように、匿名の製造事業者により、不正確性を理由に自社製品に関する事故報告レポート掲載の差し止め請求訴訟も起きており、CPSC と事故情報データベースの今後の方向性には引き続き留意が必要と考えられます。

CPSC 事故情報データベース

事故報告の多い製品種別 トップ 10 (2012 年 3 月 1 日時点)

製品種別	事故報告件数	比率
電気コンロ、オーブン	638	9.70%
食洗機	440	6.70%
履物	293	4.50%
冷蔵庫	277	4.20%
電子レンジ	190	2.90%
電球	164	2.50%
ガスコンロ、オーブン	146	2.20%
電気コーヒーメーカー、ティーポット	144	2.20%
幼児ベッド	134	2.00%
非金属調理器具	114	1.70%

米連邦地方裁判所における民事訴訟提起件数が増加

米国の連邦裁判所事務局は、2012 年 3 月 13 日、2011 年度の訴訟取扱状況に関する 400 ページを超える年次報告書※を発表し、この中で、連邦地方裁判所における民事訴訟提起件数が前年比 6,357 件 (約 2%) 増加し、28 万 9,252 件となったことを明らかにした。

※ Judicial Business of the United States Courts 2011 Annual Report

<http://www.uscourts.gov/uscourts/Statistics/JudicialBusiness/2011/JudicialBusiness2011.pdf>

ここがポイント

今回の年次報告書は、2011 年度 (2011 年 9 月までの 1 年間) に連邦裁判所に提起された訴訟を対象に、連邦裁判所事務局が集計、取りまとめたものであり、同事務局は、同様の年次報告書を毎年発表しています。

年次報告書には、控訴裁判所、地方裁判所、倒産裁判所等の連邦裁判所に属する裁判所ごとの訴訟提起件数のほか、契約不履行、不法行為等の訴訟種類別の提起件数について、過去5年間のデータなどが記載されており、米国の訴訟動向を把握する上で参考になります。

これによると、連邦地方裁判所に提訴された訴訟件数全体で、2007年の257,507件から2011年の289,252件へと毎年増加しており、うち不法行為訴訟についても2005年の61,359件から2011年の78,175件へと増加傾向にあります。

また、不法行為訴訟のなかでもPL訴訟については、2007年の36,469件から59,761件へと大幅に増加していることが特徴です。（不法行為訴訟とPL訴訟の件数は、2010年-2011年にかけて若干減少していますが、過去5年間で見ると上記のとおり増加傾向は継続。）

なお、米国の裁判制度には、連邦裁判所以外に各州が設置・運営する州裁判所があり、連邦裁判所の管轄は憲法問題、合衆国が当事者となる訴訟、異なる州の市民間の訴訟、外国人との訴訟などに限定されることから、連邦裁判所の訴訟件数が米国の訴訟動向全体を示しているとまでは必ずしもいえません。しかし、米国における訴訟提起に関する動きは引き続き活発であり、その中でPL訴訟の動きも活発であり重要な位置を占め続けている状況に大きな変化はないものと考えられます。

インターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
- ・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもとに、製品安全・PL対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業のPL対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2011